

齊藤修著 『環境の経済史 森林・市場・国家』

鈴木伸一

本書の筆者、齊藤修氏は比較経済史、歴史人口学を専門とする経済史家である。一九八五年に出版された『プロト工業化の時代・西欧と日本の比較史』から二〇〇八年の『比較経済発展論・歴史的アプローチ』まで、一貫して経済活動と、その活動を生み出す歴史的な経路を研究対象としてきた。膨大な史料を活用して、明瞭な論理で整理し、新しい視点を提起するという手法は、一言で表現するならば「柔軟な思考」といえるもので、評者にとつても常に刺激に満ちていた。その齊藤氏が畑違いとも思える環境史の本を出版したのであるが、やはりそこには「柔軟な思考」が満ちあふれていた。

一般的に日本では日本人は自然と調和して生きてきたという言説が見受けられる。こうした言説の形成に民俗学が少なからず貢献してきたことも事実であろう。しかし、著者はこうした「日本人自身が抱いている自らの国土とその歴史とに堪ふる解釈が事実裏づけられたものであるのかどうか、それは冷静に考えてみる必要がある」とし、「自然との一体化を志向する社会観、自然との共生を美德と考える価値観を強調しても、何も説明できない」という。このような問題意識こそ、日本をフィールドとする研究に必要とされるのではないだろうか。

ところで評者は今までほとんど東南アジアをフィー

ルドとして研究を行ってきた。その中でもとりわけ森林問題を対象としてきた。東南アジア地域研究を専門とする評者にとつて、日本は世界の「森喰い虫」であった。その一方で日本は豊かな森林に覆われている。この矛盾について思いをめぐらすことはあつたが日本の森林を正面から考察することはなかつた。だが、本書にふれて日本の森林がいかに形成されてきたのかをもっと知りたいと考えるようになった。

さて、評者の専門とする東南アジア研究では森林を考える場合、一般的に森林保全をどのように達成するのが焦点となる。その際、市場（経済活動）は環境破壊の要因と考えられる。環境経済学では市場メカニズムを利用して、環境破壊で生じた負のコストを内部化する方法などが議論されているが、市場が環境破壊の要因であるという前提そのものには変わりはない。ところが、本書を読むと、その大前提そのものがゆらぐことになる。市場が植林や育林にインセンティブを与え、それが森林破壊を抑制することを歴史的に明らかにしているからである。このような視点は環境史にお

いて希薄であつた。もちろん、簡単に市場メカニズムが働けば森林が保全される、というわけではない。筆者もそれは承知しており、国家の役割や地域の取り組みなど、複合的な視点で議論は進む。だが、やはり本書の秀逸さは市場の役割を明らかにした点にあり、経済史を専門とする筆者だからこそ書けた本だといえる。そこで以下では、本書の内容を順を追つて紹介する。

## 序

- 第一章 環境史へのアプローチ
- 第二章 歴史統計から
- 第三章 徳川日本の歴史的位置
- 第四章 市場の機能 比較Ⅰ
- 第五章 国家の役割 比較Ⅱ

第一章ではまず、自然改変に対する見方が、西洋とアジアでは異なることが述べられる。環境史のテキストとして広く読まれている『緑の世界史』（クライブ・

ポントイング)では、人類の生生活動が「森林資源を徐々に食いつぶしていった」という考え方がみられる。こうした自然を食いつぶす人類という考え方は、西洋で広く見られるものだが、これに対してアジア、特に日本では「日本人の自然観は自然との一体化を志向するものである」といった言説が流布している。また、西洋の研究でも(タットマン、ダイヤモンド、リチャーズの研究が挙げられている)、徳川時代のトツプダウン的な管理が森林保全の成功例として紹介されている。はたしてこうした見方が正しいものなのか、これを実証的に明らかにすることが本書の目的となっている。

そこでまず、筆者は森林の被覆率に注目して議論を進める。現在、森林被覆率の増減を考える社会科学的なアプローチは大きく三つ存在しており、第一章ではこれらのアプローチの整理が行われている。第一のアプローチは、森林保全は国家によって担われるべきだというものである。中央集権的な国家による制度設計と執行が保全を可能とするという考え方である。第二

のアプローチは市場メカニズムを重視するものである。西洋諸国では近代に入り森林被覆率の回復が見られた。この現象を経済学では環境クズネット曲線とよび、経済成長が一定レベルまで達すると人びとの環境問題への意識が高まり、環境負荷を低減させるような制度的枠組みがつけられ、やがて環境劣化は改善されるといふもので、一種の市場至上主義的な考え方を生み出した。これとは異なる考え方が環境劣化とは経済市場の外部で生じる不経済なので、環境劣化で生じる負のコストを市場メカニズムの中に組み込むという環境経済学の議論である。近年の温室効果ガス削減条約はこのような考え方に基づいて締結されている。筆者はこの二つのアプローチ、すなわち国家か市場か、トツプダウンかボトムアップかという二項対立的な考え方ではなく、第三のアプローチとしてコモンス理論も紹介している。コモンス理論は「特定の環境資源に利害をもつ当事者同士が自主的に適切なルールを取り決め、適切な執行をすること、すなわち自主統治(セルフ・ガバナンス)によって保全管理が可能」である

とする考え方で、これを明らかにしたエリノア・オストロムは二〇〇九年にノーベル経済学賞を受賞している。

本書の特徴は、こうした三つのアプローチのどれか一つを選択して森林の被覆率を考えるのではなく、歴史的文脈の中でどのアプローチが有効に機能したのかを個別に考える必要があるとした点にある。そして、その個別性を明示するためには比較が最も適切な方法だという。以下の章はこうした視点に立脚して構成されている。

さて、第二章は森林被覆率の計量分析が行われている。著者の前書『比較経済発展論』では近世の日本、インド、北欧の所得格差の比較という難題を丁寧な計量分析によって明らかにしたが、本書においても森林被覆率の比較という難題を多様なデータをを用いて明らかにしている。特に評者にとって興味深かったのは、西暦一〇〇〇年から一九三七年までの日本、中国嶺南、イングランド、フランスのデータから森林面積の変化と人口変化の関係性を明らかにした点にあった。

その結果は人口が一〇%増加すれば森林は五・九%縮小するというもので、一八五三年から一九三七年までの中国嶺南、一八二七年から一八六二年のフランスを除けば、ほぼこの状態が一九世紀以前の常態であった。西洋における森林を食いつぶす人類という一般的な見方や、森林環境と親和的であった日本という見方の双方が正しくはないと明示されたのである。とはいえ、特に近世日本の森林面積については定量データの不足からその増減が明らかにできていないわけではない。これを補うのが第三章となる。

第三章では、定量データを補うものとして熊沢蕃山、田中丘隅、宮崎安貞、大蔵永常などによって書かれた書物が用いられている。これらの書物から筆者は、徳川期前半の一六〇〇年前後から一七〇〇年頃までの約一〇〇年が、森林被覆率の急激に低下した時期だとし、その後は急激な被覆率の低下は生じなかったとする。前者の森林被覆率の低下は、主に新田開発の進展にともなう人口増加が森林に圧力を与えたためであった。ただし、筆者は新田開発が直接、森林破壊を

引き起こしたわけではないと論じる。なぜなら、一般に徳川期の新田開発は河川下流域で行われており、山腹が大規模な新田開発の対象となったわけではないからである。それよりも、製塩業や製陶業、製鉄業など木材大量消費タイプの産業の成長、さらには都市化にともなう建築資材の消費拡大が森林被覆率の急激な低下を促したとする。そこから導かれる論点は、一七世紀の森林破壊の原因が市場との関係の中で生じたということである。産業や都市化が木材需要を押し上げ、

価格を高騰させたため、投機的な森林伐採が生じたのである。こうした問題に対する当時の対応は政府が行う規制（トップダウン方式）と市場を前提とした育成林業（ボトムアップ方式）の発展だった。トップダウン方式の規制には、諸国山川掟の公布、領主直轄林での入山禁止（留山）や選択式伐採（留木）があった。こうした留山、留木は天然更新を土台として採用された規制であるが、植林や間伐を行う育成林業も広く採用された。年季山、部分山など官有林を一定条件のもとに民間にリースする政策がそれで、これにより市場

志向型の小農林業が進展した。と同時に、木材市場の需要に即した樹種であるスギやヒノキが日本の植生を一変させることになった。留山に代表される伐採規制と、市場志向型育成林業が混成して存在していたのが徳川日本を世界的にみてユニークなものとしたと筆者は論じる。

第四章では、森林被覆率の増減に影響を与えた市場の役割について考察される。経済史の分野では近世日本や伝統中国で市場機構が従来考えられていた以上に機能していることが明らかになっており、価格調整機構を通じて需要・供給の双方にシグナルが送られるという状態が育成林業の成長に大きく関与したのではないかという。徳川日本では十八世紀初めには京都、大阪、名古屋、江戸といった大都市市場向けの林産地が成立していた。林産地には木曾や飛騨、秋田、弘前、高知など官有林（領主林）での天然更新型育成林業と丹波や吉野、関東の青梅など民間主体の集約型林業が存在した。特に民間部門の集約型林業は生産性の面で官有林を凌駕していた。ここでいう集約型とは密植と

頻繁な枝打ち、間引きを長期に渡って行うことで、單位面積当たりの労働量を増加させたということである。この労働集約型林業の担い手は、家族単位で林業に携わるような小農型林家だった。一方、伐採や搬出、販売など経営面の主体は商人であり、林業における分業が存在していた。こうした林業の成長は市場における林産物の一般物価における相対価格を押し下げ、それが需要を拡大させ、さらに一層の生産増大をもたらしたと筆者は論じる。

伝統中国においても十八世紀には江南が木材の一大消費地になっており、その規模は日本をはるかに上回っていた。そのため、中国においても日本同様の市場向け育成林業は存在した。だが、日本と大きく異なる点は借地契約がスポット・マーケット的で契約期間が終了すると「栽手」と呼ばれた借地林業家は他の地主と新たな契約に入ることが普通にみられた。また、借地林業家は地元の住民とは限らず、労働者を雇用することもある経営者であった。そして、なんといつても日本と大きく異なる点は、借地契約における分益比

率だった。伝統中国では十九世紀を通じて徐々に山主と栽手の利益配分が山主に有利に設定されるようになり、一八五〇年以降は栽手の取り分が利益の四〇％になった。さらに日本との相違では放火、盗伐、樹根堀取りの横行が挙げられている。こうした森林犯罪は清国末期から民国期にかけて一層深刻になった。また森林犯罪被害の損失は基本的に栽手の負担になったという。森林犯罪の横行は市場よりも上位の社会秩序に属する問題であるが、社会全体の秩序が混乱するなかで、育成林業の担い手の交渉力が低下したのではないかと筆者は考える。そこで次章において国家の役割が議論されることになる。

第五章は近世国家としての徳川日本、伝統中国を対象に国家の機能について議論されている。森林保全を考察する場合、国家の市場に対する規制能力、市場内の利害調整能力、そしてそれらの基盤となる制度の創成能力が重要となる。伝統中国の場合、経済活動に対して国家が公的規制者としての役割をはたさなかったというのが経済史の通説となっている。国家が求心力

を発揮して通貨を統一させる動きもなく（中国で通貨が統一されるのは一九三五年の法幣の発行をまたねばらなかつた）、現代風にいえば「小さな政府」であり続けたため、森林資源市場においても国家の役割は存在しなかつた。十九世紀中頃からは、第四章でみたように、治安の維持すらも困難な状態となつた。一八五三年から一九三七年まで、中国では森林破壊が急激に拡大したが（第二章）、これは国家の治安維持能力の低下に原因があつた。少なくともそれ以前は国家から隔離した市場が機能しており、大崩れの状態にはなかつたというのが著者の結論である。

対して、徳川日本の幕府や藩には森林を保護と管理の対象とみる思想があつた。だが、その方法はトップダウン型の施策ではなく、より市場を考慮した方法であつた。割山、年季山、部分山などでは請負制度が導入され、民間林業者に育林へのインセンティブを与えた。しかも、幕藩体制という地方分権の制度のもとで政治権力は地域住民との軋轢や紛争を避けるため、住民に譲歩した制度を導入した。こうした状況が官有林

における請負に多様性をもたらし、ひいては徳川日本の森林面積を安定的に維持することに寄与した。

ところが、明治期になると各地で放火や盗伐、濫伐が横行して森林破壊が拡大した。筆者はこれをプロイセン式の林政が明治政府によつて導入されたためだとする。近世のプロイセンでは領主は領地に館をかまえ、領内すべての農地、屋敷地、林地に対して資源の産出や蓄積を規制する権利を有していた。このような歴史的背景をベースとして作り出されたのが、国家が一元的に森林の管理を担うプロイセン式林政だつた。明治政府はこのプロイセン方式を輸入して、国有林経営を国家財政収入源と位置づけた。徳川期に認められていた入会権は否定され、違反者には嚴罰をもつて対応することになった。こうした中で廢藩置県に伴う管理体制の混乱と、開港にともなう経済変化と市場条件の変化が加わり、機會主義的な森林伐採、すなわちコモングズの悲劇が生じたのである。このような問題に対し、明治政府が採つた対策が、一方ではプロイセン式林政を推進し、もう一方で徳川期の官有林開放と同様

の施策を採るといふものであった。また、滋賀県甲賀郡大原村のように地域共同体が独自に山林保護協定を行政と締結するといった動きもみられた。このような対応は徳川時代に培われた技術と経営モデルがあつて初めて可能になるものであり、そこに経路依存をみることができるという。

結びでは、本書の議論から導かれる現代への対応が述べられている。まず第一に、近代以前に日本、中国、西ヨーロッパで森林資源の崩壊という事態が生じなかつたのは、木材が売れるなら植林をして売るといふ単純明快な市場志向型林業が存在したということである。第二は社会秩序が乱れると、機会主義的な森林伐採が横行することである。一八五三年以降の中国、幕末から明治初期にかけての日本でこうした状況が生まれた。育成林業にせよ、機会主義的な森林伐採にしろ、これらは市場が与えるインセンティブに反応した結果である。日本中がスギとヒノキの針葉樹へと変化したのもそのためであつた。だからこそ、市場原理とは異なる原理において「生物学的な危機」(生物

多様性など)を考え直す必要があるという。

また、現在、もつとも森林破壊が深刻な途上国では、市場志向型の林業が有効だろうと筆者は考えている。ただ、この場合、市場を取り巻く政治的、社会的、制度的環境がどの程度安定的なのかを考えなければならぬ。政治、社会、制度環境を安定させるのは政府の役割であり、市場だけでは森林の保全は達成されないというのが筆者の結論となる。

以上、本書の内容を簡単に述べてきた。以下では評者が本書を読んで疑問におもつた点を指摘しておきたいが、それは徳川期の森林請負制度をコモンズ論の文脈で理解してよいのかということである。本書の中ではこの点について言及されることはなかつた。地域研究を専門とする評者は、請負制度と言われるとパトロン・クライアント関係をまず念頭に置いてしまう。この場合、地主・借地林業者といった関係だけではなく、地主・商人・借地林業者の関係も考慮に入れる必要があるだろう。仮に森林資源の崩壊が生じなかつたのが、木材が売れるなら植林をして売るといふ単純明

快な市場志向型林業によるものであるなら、ステークホルダー間で具体的にどのような Win Win の契約がかわされていたのだろうか。一方、こうしたステークホルダー間の私的な関係だけではなく、森林を地域公共財とみてコモンズ論の文脈で理解する方法もある。ただし、その際は地域共同体の内部でどのような規律が存在し、利用にあたって諸々の明示的あるいは暗黙的な権利と義務関係が存在したのかが疑問として残る。伝統中国の森林請負制度が日本と比べてスポット・マーケット的であったことを考えると、中国はパトロンクライアント関係だけが請負において機能していたように思える。そうなると、日本において中国のような森林破壊が生じなかったのは、徳川期の森林請負制度がパトロンクライアント関係とローカル・コモンズ制度のハイブリッドであったからだという議論も成り立つ。いずれにしても、こうした点について具体的な記述がなかったのは残念であった。とはいえ、本書は二〇〇ページという決して多くはない紙面の中に、これだけの情報を組み込み、極めて説得力のある

議論を展開している。特に、森林と市場の関係という従来の環境史では看過されてきた問題を掘り下げ、明瞭な論理展開で提示したことは、本書を環境問題に係る全ての人の必読書としている。

(二〇一四年六月、岩波書店刊。四六判、二二二頁。  
二二〇〇円＋税。)